

中東情勢の変化による建設資材への影響に係る対応について

高梁市において、ナフサを由来とする建設資材等（以下、「調達検討資材」）の代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更する運用を下記のとおり導入することとしますのでお知らせします。

記

1 対象工事

令和8年8月17日以降に契約を行う工事
※既契約工事を含め全ての工事に適用する

2 設計変更対象資材

- (1) ナフサを由来とする建設資材
- (2) その他、(1)に関連して受注者から協議の申し出のあった資材

3 設計変更について

調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と別添「様式1」などにより協議する。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達する場合
- ② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合
(受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)

4 工期について

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うものとする。

5 設計変更に伴う提出書類

受注者は協議が整った資材について、別添「様式2」を提出する。

設計変更においては、様式2に記載された購入価格とする。ただし、実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、発注者は受注者に対して、必要に応じて追加資料の提出を求め、その妥当性を確認することができる。

6 設計変更の運用について

本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第66条に基づき協議を行うものとし、工事請負契約書第27条（スライド条項）の対象外とする。

7 その他

詳細は国土交通省の以下等に準じて実施いたします。

「中東情勢の変化による建設資材への影響に係る直轄工事の対応について
～受注者が安心して施工・受注できる環境の整備に向けた取組～」

[URL:https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001337.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001337.html)

《問い合わせ先》

所属名：総務部監理課

連絡先：21－0235